

## 愛媛県肉用牛経営安定対策補完事業実施要領

平成28年8月17日付け28農畜機第2536号承認

平成28年8月23日付け28媛畜協発第428号

一部改正平成29年8月1日付け29農畜機第2446号承認

一部改正平成29年8月4日付け29媛畜協発第389号

一部改正平成30年7月24日付け30農畜機第2446号承認

一部改正平成30年7月27日付け30媛畜協発第315号

一部改正令和元年7月23日付け元農畜機第2620号承認

一部改正令和元年7月26日付け元媛畜協発第331号

一部改正令和2年7月15日付け2農畜機第2224号承認

一部改正令和2年7月21日付け2媛畜協発第339号

公益社団法人愛媛県畜産協会（以下「協会」という。）は、補助金等に係る予算の執行の適正化に関する法律（昭和30年法律第179号。以下「補助金適正化法」）という。）、補助金等に係る予算の執行の適正化に関する法律施行令（昭和30年政令第255号）、「畜産業振興事業の実施について」（平成15年10月1日付15農畜機第48号-1）、肉用牛経営安定対策補完事業実施要綱（平成23年4月1日付け22農畜機第4380号。以下「要綱」という。）に基づき、高齢化等に対処する肉用牛ヘルパー組織への支援及び地域の特色ある肉用牛振興を図るために事業を実施することとし、その実施に当たっては要綱等で定めるものほか、この要領の定めるところによる。

### 第1 事業実施主体

協会又は農業協同組合、農業協同組合連合会、生産者集団、公社（地方公共団体等で構成されているものに限る）の団体（以下「生産者集団等」という。）及び肉用牛ヘルパー利用組合（以下「利用組合」という。）が、地域における自主性と創意工夫を活かした肉用牛振興に必要な事業を実施する。

#### 1 生産者集団

3戸以上の農業者から構成され、次に掲げるすべての事項を内容とする規約を有するものとする。また、第2の1の（1）のアの奨励金の交付対象者である生産者集団（以下「交付対象生産者集団」という。）の構成員は、新たに事業に参加した年度以降3年間は変更できないものとする。ただし、協会代表理事がやむを得ないと承認した場合はこの限りではない。

- (1) 生産者集団の目的、名称、事務所の所在地、代表者及び構成員に関する事項
- (2) 生産者集団の運営に関する事項
- (3) 肉用牛生産の振興に関する事項
- (4) その他生産者集団の目的の達成に必要な事項

#### 2 利用組合（第2の1の（2）の事業に限る）

農業協同組合、農業協同組合連合会、農事組合法人（農業協同組合法（昭和22年法律第132号）第72条の8第1項に規定する事業を行う法人をいう。）、一般社団法人等若

しくは都道府県知事が適當と認めるその他の法人又は農業者の組織する団体であって、次に掲げるすべての事項を内容とする規約を有するものとする。

- (1) 利用組合の目的、名称、事務所の所在地、代表者及び利用組合員の資格等に関する事項
  - (2) 利用組合の事業及びその運営に関する事項
  - (3) 利用組合の経理に関する事項
  - (4) 肉用牛ヘルパーの業務内容等に関する事項
  - (5) 肉用牛ヘルパーの利用料金に関する事項
  - (6) 肉用牛ヘルパーの作業中に起きた損害に関する利用組合及び肉用牛ヘルパーの責務に関する事項
  - (7) その他肉用牛ヘルパー業務の一部を委託する場合の委託内容等利用組合の事業実施に必要な事項
- 3 農業協同組合及び農業協同組合連合会以外の生産者集団及び利用組合が事業実施主体となる場合は、規約の内容等について、あらかじめ協会代表理事の承認を受けるものとし、協会は、この承認に当たっては知事に協議するものとする。これを変更する場合も同様とする。

## 第2 事業の内容

この事業の内容は、「愛媛県酪農・肉用牛生産近代化計画」に即した肉用牛の生産振興に資するため、次に掲げる事業を協会が実施し、又は生産者集団等及び利用組合が実施するのに要する経費について、協会が補助するものとする。

### 1 肉用牛生産基盤強化対策事業

#### (1) 中核的担い手育成増頭推進

##### ア 事業の内容

地域の中核的担い手が、計画的に優良な繁殖雌牛を増頭した場合における増頭実績に応じた奨励金の交付

##### イ 奨励金交付対象者

奨励金の交付対象者は、次に掲げる要件を満たすものとする。

(ア) 肉用子牛生産安定等特別措置法（昭和63年法律第98号）第6条第1項に規定する生産者補給金交付契約を同法第6条第1項の指定を受けた協会との間で締結している者であること。また、交付対象生産者集団にあっては、その構成員の全員が同契約を締結していること。

(イ) 繁殖雌牛の増頭計画を有し、原則として、事業実施年度の前々年度の1月1日から前年度の12月31日（新規の事業参加者については、前々年度の1月1日から前々年度の3月31日）の間に満9か月齢以上の繁殖雌牛を増頭し、又はその頭数を維持した者であること。ただし、別表1に定める繁殖雌牛の事故等により、繁殖雌牛の頭数を維持できないことがやむを得ないと認められるとき及び事業実施年度の前年に繁殖雌牛を飼養していない者であつて、新たに繁殖雌牛の飼養を開始する者は、この限りでない。

(ウ) 事業実施年度の12月31日現在の繁殖雌牛の飼養頭数が10頭以上であること。なお、交付対象生産者集団にあっては、事業実施年度の12月31日現在の当該生産者集団の構成員が飼養する繁殖雌牛の合計頭数が10頭以上であること。

(エ) 参加申請書（別紙様式第8号）を生産者集団等に提出すること。

#### ウ 奨励金交付対象牛

奨励金の交付対象牛は、次に掲げる（ア）から（エ）の全ての要件を満たし、（オ）又は（カ）のいずれかに該当するものとする。

（ア）繁殖目的に飼養されている黒毛和種、褐毛和種、日本短角種、無角和種、

その他の肉専用種（乳用種と肉専用種の交雑種は含まない。）であること。

（イ）事業実施年度の12月31日現在での月齢が満9か月齢以上であること。

（ウ）導入時点での月齢が満72か月齢未満であること。

（エ）同一の奨励金交付対象者において、国及び機構から、繁殖雌牛の導入、保留及び増頭に係る補助金の交付を受けていないこと。

（オ）対象牛の枝肉重量の育種価又は期待育種価が愛媛県又は、対象牛が生産された都道府県等の育種価の上位2分の1以上であるか、対象牛のロース芯面積、バラ厚、皮下脂肪厚、歩留基準値及び脂肪交雑の育種価又は期待育種価のうち、2つ以上の形質の育種価が愛媛県又は、対象牛が生産された都道府県等の育種価の上位2分の1以上であること。

（カ）対象牛の枝肉重量の育種価又は期待育種価が愛媛県又は、対象牛が生産された都道府県等の育種価の上位2分の1以上であり、かつロース芯面積、バラ厚、皮下脂肪厚、歩留基準値及び脂肪交雑の育種価又は期待育種価うち、1つ以上の形質の育種価が愛媛県又は生産された都道府県等の育種価の上位2分の1以上であること。

#### エ 奨励金交付対象頭数

奨励金の交付対象頭数は、（イ）の期末頭数から（ア）の期首頭数を差し引いた頭数とし、1生産者当たり50頭を上限とする。ただし、「交付対象生産者集団」にあっては、1集団当たり50頭を上限とし、また、全ての構成員が増頭している場合に限り、奨励金を交付できるものとする。

また、事業実施年度の前年度の事業参加者で、前年度において、当該事業参加者に係る増頭分のうち、期待育種価について、技術的な問題でウの（オ）又は（カ）のいずれかの要件に該当することが判明しなかった繁殖雌牛が、事業実施年度において、同要件に該当することが明らかとなった場合であって、当該事業参加者が事業実施年度に繁殖雌牛を増頭又は頭数を維持（交付対象生産者集団の構成員にあっては増頭した場合に限る。）したときは、当該繁殖雌牛を奨励金交付対象頭数とができるものとする。この場合、1生産者又は1交付対象生産者集団当たりの奨励金の交付対象頭数は、事業実施年度の奨励金交付対象頭数の上限である50頭とは別に、前年度の奨励金交付対象頭数の上限である50頭から前年度に奨励金を交付した頭数を差し引いた頭数又は前年度に期待育種価が判明しなかった頭数のいずれか低い頭数を上限として、事業実

施年度の奨励金交付対象頭数に合算することができるものとする。

(ア) 期首頭数

事業実施年度の前年度の1月1日現在の繁殖雌牛飼養頭数とする（新規の事業参加者の期首頭数については、事業実施年度の4月1日現在の繁殖雌牛飼養頭数とする。）。ただし、イの(イ)のただし書きにより繁殖雌牛の頭数が維持できなかった者の期首頭数は、事業実施年度の前々年度の1月1日現在の繁殖雌牛飼養頭数とする。

(イ) 期末頭数

事業実施年度の12月31日現在の繁殖雌牛飼養頭数とする。

ウ 繁殖雌牛の飼養台帳の整備

- (ア) 生産者集団等は、生産者ごとに肉専用種繁殖雌牛台帳（別紙様式第9号）を作成し、育種価を確認できる書類及び個体識別番号等で確認するとともに、整備・保管するものとする。
- (イ) 生産者集団等は、実績報告書を提出する前までに、繁殖雌牛台帳（別紙様式第9号）及び関連する「牛個体識別台帳（牛トレーサビリティー）」等の証拠書類をあらかじめ協会へ提出しなければならない。

(2) 肉用牛ヘルパー推進

担い手の高齢化等に対応し、肉用牛生産の労働負担の軽減を図るため、肉用牛ヘルパー利用組合が実施する肉用牛ヘルパー活動の組織化、要員確保、肉用牛ヘルパー要員の出役調整、傷害保険及び損害保険の加入、傷病時等の際の肉用牛ヘルパー利用に係る互助制度の推進等の活動に対して助成する。

### 第3 事業の要件

#### 1 環境と調和の取れた農業生産活動

中核的担い手育成増頭推進事業の参加者は、「環境と調和の取れた農業生産活動規範について」（平成17年3月31日付け16生産第8377号農林水産省生産局長通知。以下「環境規範」という。）に基づく環境と調和の取れた農業生産活動規範点検シートにより、環境と調和の取れた農業生産活動が行われるよう努めるものとする。ただし、事業を実施する生産者が、GAP取得チャレンジシステムと同等以上の水準の取組を実践する場合は、点検シートの提出を免除する。

#### 2 家畜共済等の積極的な活用

生産者集団等は中核的担い手育成増頭推進事業の参加者に対し、農業保険法（昭和22年法律第185号）に基づく家畜共済への積極的な加入を促すものとする。

### 第4 事業の実施

#### 1 事業実施計画の作成

事業実施主体は、事業の実施に当たっては、協会が定める期日までに、事業実施計画（別紙様式第1号の別紙）を作成し、協会代表理事に提出するものとする。これを

変更する場合も同様とする。

## 2 事業の期間

この事業の実施期間は、令和2年度とする。

## 第5 補助金の額

補助金の額は、第2の事業ごとに、予算の範囲内において別表2の補助対象経費ごとに定めた補助率又は補助限度額により算出した額とする。

## 第6 補助金の交付手続き等

### 1 補助金交付申請及び交付決定

(1) 事業実施主体は、補助金の交付を受けようとする場合は、協会代表理事が別に定める期日までに、補助金交付申請書（別紙様式第1号）を作成し、協会代表理事に提出し承認を受けるものとする。

協会代表理事は、提出のあった補助金交付申請書等の内容を審査の上、適当と認められる場合は、補助金交付決定通知（別紙様式第2号）により、事業実施主体に通知するものとする。

(2) 第1の3の規定により生産者集団及び利用組合が事業実施主体となる場合は、当該事業実施主体が属する農業協同組合（以下「取りまとめ農協等」という。）は、事業実施主体の補助金交付申請書等を取りまとめの上、自らの補助金交付申請書等とともに協会代表理事へ提出するものとする。

また、協会代表理事は取りまとめ農協等を通じて事業実施主体に交付決定通知を通知するものとする。

### 2 補助金交付変更承認申請

(1) 事業実施主体は、補助金の交付決定があった後において、次に掲げる変更をしようとする場合には、あらかじめ補助金交付変更承認申請書（別紙様式第3号）を作成の上、協会代表理事に提出し、承認を受けるものとする。

ア 事業の中止又は廃止

イ 事業費の30%を超える増減

ウ 補助金の交付決定額の増加を伴う事業費の増

(2) 取りまとめ農協等は、事業実施主体の補助金交付変更承認申請書を取りまとめの上、自らの補助金交付変更承認申請書とともに協会代表理事へ提出するものとする。

### 3 補助金の支払

(1) 協会代表理事は、この事業の円滑な実施を図るため、事業実施主体からの請求に基づき、補助金の額の確定に応じて補助金を支払うものとする。

なお、交付決定後に事業実施主体から補助金概算払請求書（別紙様式第4号）の提出があり、協会代表理事が適当と認めた場合は、交付決定額の範囲内で補助金の概算払いをすることができるものとする。

(2) 取りまとめ農協等は、事業実施主体の補助金概算払請求書を取りまとめの上、自らの補助金概算払請求書とともに、協会代表理事に提出するものとする。

## 第7 事業の実績報告

- 1 事業実施主体は、補助対象事業が完了した日から起算して1か月を経過した日、又は補助金の交付決定通知があった年度の翌年度の4月10日のいずれか早い期日までに、実績報告書（別紙様式第5号）を協会代表理事に提出するものとする。
- 2 取りまとめ農協等は、事業実施主体の実績報告書を取りまとめの上、自らの実績報告書とともに、協会代表理事に提出するものとする。
- 3 協会代表理事は、実績報告書を受理したときは、その内容を審査し、適當と認められる場合は、補助金の額を確定し、補助金の額の確定通知及び支出について（別紙様式第6号）を事業実施主体へ通知するものとする。

## 第8 消費税及び地方消費税の取扱い

### 1 補助金交付申請書提出時の取扱い

事業実施主体は、協会代表理事に対して第6の1の補助金交付申請書を提出するに当たり、当該補助金に係る仕入れに係る消費税等相当額（補助対象経費に含まれる消費税及び地方消費税に相当する額のうち、消費税法（昭和63年法律第108号）に規定する仕入れに係る消費税額として控除できる部分の金額と当該金額に地方税法（昭和25年法律 第226号）に規定する地方消費税率を乗じて得た額との合計額に補助率を乗じて得た額をいう。以下同じ。）があり、かつ、その金額が明らかな場合には、これを当該補助金の交付申請額から減額して申請しなければならない。

ただし、当該補助金交付申請書の提出時において当該補助金に係る仕入れに係る消費税等相当額が明らかでない場合は、この限りではない。

### 2 事業実績等の報告時の取扱い

事業実施主体は、1のただし書きにより補助金の交付申請をした場合において、第7の実績報告書を提出するに当たって、当該補助金に係る仕入れに係る消費税等相当額が明らかになった場合には、これを補助金額から減額して報告しなければならない。

### 3 消費税等相当額が確定した場合の取扱い

事業実施主体は、1のただし書きにより補助金の交付申請をした場合において、第7の実績報告書を提出した後に、消費税及び地方消費税の申告により当該補助金に係る仕入れに係る消費税等相当額が確定した場合には、別紙様式第10号の事業に係る仕入れに係る消費税等相当額報告書を速やかに協会代表理事に提出するとともに、その金額（2の規定に基づき減額した場合は、その減じた金額を上回る部分の金額）を返還しなければならない。

また、当該補助金に係る仕入れに係る消費税等相当額が明らかにならない場合又はそれぞれの事業実施主体の仕入れに係る消費税等相当額がない場合であっても、その状況等について、補助金適正化法第15条の補助金の額の確定通知のあった日の翌年6月20日までに、同様式により協会代表理事に報告しなければならない。

なお、取りまとめ農協等は、事業実施主体の消費税等相当額報告書を取りまとめの上、自らの消費税等相当額報告書とともに、協会代表理事に提出するものとする。

## 第9 事業の推進等

事業実施主体は、県の指導の下、関係団体、協会との連携を図り、この事業の円滑な実施を図るものとする。

## 第10 帳簿等の整備保管等

1 事業実施主体は、この事業に係る経理については他と明確に区分し経理するものとする。

2 事業実施主体は、事業完了後その内容を明らかにした関係証拠書類を協会代表理事に提出するものとし、協会代表理事は事業を完了した翌年度から起算して5年間保管するものとする。

3 事業実施状況の聴取等

協会代表理事は、この実施要領に定めるもののほか、事業実施状況及び事業実績について、必要に応じて、事業実施主体に対し調査し、又は報告を求めることができるものとする。

## 附 則（令和2年7月21日付け2媛畜協第339号）

この実施要領は、独立行政法人農畜産業振興機構理事長の承認のあった日から施行し、令和2年4月1日から適用する。

別表 1

事故等	要件
死亡	農場等で死亡した場合 (獣医師より検査書の交付を受けたものであって、と畜場で通常と畜されたものを除く。)
廃用	農業共済組合の勤務獣医師又は指定獣医師より農業共済において以下の廃用事故認定を受けた場合 (1) 疾病、傷病によって死にひんした場合 (2) 不慮の厄災によって救うことのできない状態に陥った場合 (3) 骨折、は行、両目失明、BSE、牛白血病(以下「BL」という。)、創傷性心のう炎又は、特定の原因による採食不能であって治癒の見込みのないものによって使用価値を失った場合 (4) 行方不明(盜難の場合を含む)となった日から30日以上生死が明らかでない場合
とう汰	BL のリアルタイム PCR による定量検査等の結果、他の牛への感染拡大リスクが高い牛をとう汰した場合 (とう汰(自主とう汰を含む。)により、BLの感染拡大防止を実施し、かつ、清浄化の早期達成が見込まれる場合に限る。なお、農業共済において廃用事故認定を受けた場合を除く。)
その他	災害救助法の適用若しくは激甚災害法の市町村において、畜産関連施設(6次産業化関連施設を除く。)の被害に関する罹災証明の交付を受けた場合

別表 2

事業名	補助対象経費	補助率又は補助限度額
1 肉用牛生産基盤強化対策事業 （1）中核的担い手育成 増頭推進	<p>優良な繁殖雌牛の増頭実績に応じた増頭奨励金の交付</p> <p>第2の1の（1）のウの（ア）から（オ）の要件を満たす雌牛</p> <p>第2の1の（1）のウの（ア）から（エ）及び（カ）の要件を満たす雌牛</p>	<p>1頭当たり80千円以内</p> <p>1頭当たり100千円以内</p>
（2）肉用牛ヘルパー推進	<p>肉用牛ヘルパー利用組合に係る互助制度の推進等の活動経費</p> <p>ア ヘルパー組織化推進協議会開催費</p> <p>イ ヘルパー組織活動計画策定費</p> <p>ウ ヘルパー組織適正運営費</p> <p>エ ヘルパー出役調整推進費</p> <p>オ ヘルパー要員確保推進費</p> <p>カ ヘルパー技術研修会等開催費</p> <p>キ 傷害保険及び損害保険加入費</p> <p>ク ヘルパー活動に必要となる機器の借上費</p> <p>ケ 傷病時等ヘルパー利用推進費</p>	1/2以内

別紙様式第1号

〇〇年度肉用牛経営安定対策補完事業（地域における肉用牛生産基盤強化等対策事業）補助金交付申請書

番 号  
年 月 日

公益社団法人 愛媛県畜産協会

代表理事 〇〇 〇〇 殿

住所  
団体名  
代表者名

印

〇〇年度において肉用牛経営安定対策補完事業（地域における肉用牛生産基盤強化等対策事業）を下記のとおり実施したいので、〇〇県肉用牛経営安定対策補完事業実施要領第6の1の（1）の規定に基づき、補助金 円を交付されたく、関係書類を添えて申請します。

記

1 事業の目的

2 事業の内容

別紙「〇〇年度肉用牛経営安定対策補完事業（地域における肉用牛生産基盤強化等対策事業）実施計画書」のとおり

### 3 事業に要する経費の配分及び負担区分

(単位：円)

区分	事業費 ①=②+③	負担区分		備考
		補助金②	その他③	
1 肉用牛生産基盤強化対策事業				
(1) 中核的担い手育成増頭推進				
(2) 遺伝的多様性に配慮した改良基盤確保				
(3) 優良繁殖雌牛導入支援				
(4) 繁殖雌牛の増頭に資する簡易牛舎等の整備				
(5) 肉用牛ヘルパー推進				
(6) 特定地域肉用牛等広域処理円滑化支援				
2 地域の特色のある肉用牛振興				
対策事業				
(1) 地方特定品種等の振興				
(2) 離島等及び山振地域における肉用牛振興				
計				

### 4 事業実施期間

- (1) 事業着手年月日 年 月 日  
 (2) 事業完了予定年月日 年 月 日

### 5 添付書類

- (1) 肉用牛経営安定対策補完事業（地域における肉用牛生産基盤強化等対策事業）実施計画書  
 (2) 生産者集団等及び肉用牛ヘルパー利用組合の規約等  
     ア 生産者集団が事業実施する場合は、規約、名簿等（構成員、飼養頭数等を記載したもの）  
     イ 利用組合が事業実施する場合は、規約、名簿等（構成員、飼養頭数等を記載したもの）、肉用牛ヘルパー利用料金表、肉用牛ヘルパー要員への支払額表  
     ウ 公社が事業実施する場合は、定款  
 (3) 実施要領において添付の指示があるもの  
 (4) 協会が添付を指示したもの

別紙様式第2号

〇〇年度肉用牛経営安定対策補完事業（地域における肉用牛生産基盤強化等対策事業）補助金交付決定通知

番 号  
年 月 日

事業実施団体等

代表者名 殿

公益社団法人 愛媛県畜産協会  
代表理事 〇〇 〇〇

年 月 日付け第 号をもって申請のあった〇〇年度肉用牛経営安定対策補完事業（地域における肉用牛生産基盤強化等対策事業）補助金については、下記のとおり交付することに決定したので通知します。

記

- 1 補助金の交付の対象となる事業（以下「補助事業」という。）は、 年 月 日  
付け第 号をもって交付申請（以下「申請書」という。）のあった〇〇年度肉用牛  
経営安定対策補完事業（地域における肉用牛生産基盤強化等対策事業）とし、その内容  
は、申請書記載のとおりとする。
- 2 補助金の額は、次のとおりとする。  
補助金の額 円
- 3 補助金の確定額は、次の①及び②の額のいずれか低い額とする。
  - ① 交付決定に係る補助金の額（変更された場合は、変更された額）
  - ② 〇〇年度において補助対象経費として支出した額に補助率を乗じて得た額
- 4 事業実施団体等は、肉用牛経営安定対策補完事業実施要綱（ 年 月 日付け 農  
畜機第 号）の定めるところに従わなければならない。
- 5 この補助事業により取得し又は効用の増加した財産について、これを善良な管理者の  
注意をもって管理するとともに、補助金交付の目的に従って使用し、その効率的な運用

を図らなければならない。

- 6 この補助事業により取得し又は効用の増加した建物及び構築物機械及び器具のうち1件当たりの取得価格又は効用の増加価格が単価50万円以上のものについては、補助金交付の翌年度から「独立行政法人農畜産業振興機構の実施する補助事業により取得した財産の処分制限期間」(平成16年4月8日付け16農畜機第123号)に定められている期間（以下「処分制限期間」という。）において、独立行政法人農畜産業振興機構理事長（以下「理事長」という。）の承認を受けないで補助金交付の目的に反して使用し、譲渡し、交換し、貸付け又は担保に供してはならない。また間接補助事業者も同様とする。
- 7 前号により理事長の承認を得て財産を処分したことにより収入があった場合には、当該収入の全部又は一部を会長に納付させることがある。
- 8 取得財産が処分制限期間を経過しない期間においては、財産管理台帳及びその他関係書類を整備保管しなければならない。
- 9 取得財産の管理運用を他に委託する場合には、善良なる管理者の注意をもって管理するとともに、補助金交付の目的に従って使用し、その効率的な運用を図ることを明記した委託契約書を取り交わすものとする。

(注) 本文中、「記」以下の記載内容については、理事長から〇〇県畜産協会会长に対して交付される肉用牛経営安定対策補完事業補助金交付決定通知において、間接補助事業者に対し、補助金を交付するに当たって附すべき条件（以下「附すべき条件」という。）が本文の内容と異なる場合には、附すべき条件によることとする。

別紙様式第3号

〇〇年度肉用牛経営安定対策補完事業（地域における肉用牛生産基盤強化等対策事業）補助金交付変更承認申請書

番 号  
年 月 日

公益社団法人 愛媛県畜産協会

代表理事 〇〇 〇〇 殿

住所  
団体名  
代表者名 印

年 月 日付け第 号で補助金交付決定通知のあった肉用牛経営安定対策補完事業（地域における肉用牛生産基盤強化等対策事業）の実施について、下記のとおり変更したいので承認されたく、〇〇県肉用牛経営安定対策補完事業実施要領第6の2の規定に基づき申請します。

記

1 変更の理由

2 変更の内容

内容は、別紙「〇〇年度肉用牛経営安定対策補完事業（地域における肉用牛生産基盤強化等対策事業）実施計画書」のとおり

### 3 事業に要する経費の配分及び負担区分

(単位：円)

区分	事業費 ①=②+③	負担区分		備考
		補助金②	その他③	
1 肉用牛生産基盤強化対策事業  (1) 中核的担い手育成増頭推進 (2) 遺伝的多様性に配慮した改良基盤確保 (3) 優良繁殖雌牛導入支援 (4) 繁殖雌牛の増頭に資する簡易牛舎等の整備 (5) 肉用牛ヘルパー推進 (6) 特定地域肉用牛等広域処理円滑化支援				
2 地域の特色のある肉用牛振興  対策事業 (1) 地方特定品種等の振興 (2) 離島等及び山振地域における肉用牛振興				
計				

(注) 2 及び 3 については、別紙様式第1号に準じ、変更部分が容易に対照できるよう変更前を（ ）書で上段に、変更後をその下段に記載すること。

別紙様式第4号

〇〇年度肉用牛経営安定対策補完事業（地域における肉用牛生産基盤強化等対策事業）補助金概算払請求書

番 号  
年 月 日

公益社団法人 愛媛県畜産協会

代表理事 〇〇 〇〇 殿

住所

団体名

代表者名

印

年 月 日付け第 号で補助金交付決定通知のあった肉用牛経営安定対策補完事業（地域における肉用牛生産基盤強化等対策事業）について、下記のとおり金 円を概算払により交付されたく、〇〇県肉用牛経営安定対策補完事業実施要領第6の3の規定に基づき、関係書類を添えて申請します。

記

1 概算払請求額

区分	交付決定		事業費遂行状況 ( 年 月 日現在)			既 概算払 受領額 ⑤	今回 概算払 請求額 ⑥	年月日ま で予定出 来高 (⑤+⑥) /②	残額 ⑦= ②-⑤-⑥
	事業費 ①	機構 補助金 ②	事業費 ③	機構 補助金 ④	事業費 出来高 ③/①=④				
合計	円	円	円	円	%	円	円	%	円

(注) それぞれの事業項目ごとに記載することとし、請求時点での事業費の概算払必要額の積算根拠として月別の支出実績及び支出計画を添付すること。

2 振込先

- (1) 金融機関名
- (2) 預金種類
- (3) 口座番号
- (4) 口座名義

別紙様式第5号

〇〇年度肉用牛経営安定対策補完事業（地域における肉用牛生産基盤強化等対策事業）実績報告書

番 号  
年 月 日

公益社団法人 愛媛県畜産協会  
代表理事 〇〇 〇〇 殿

住所  
団体名  
代表者名 印

年 月 日付け第 号で補助金交付決定通知のあった肉用牛経営安定対策補完事業（地域における肉用牛生産基盤強化等対策事業）について、下記のとおり実施したので、〇〇県肉用牛経営安定対策補完事業実施要領第 7 の 1 の規定に基づき、関係書類を添えてその実績を報告します。

なお、併せて精算額 円を支払われたく請求します。

記

1 事業の目的

2 事業の内容

### 3 事業に要した経費の配分及び負担区分

(単位：円)

区分	事業費 ①=②+③	負担区分		備考
		補助金②	その他③	
1 肉用牛生産基盤強化対策事業 (1) 中核的担い手育成増頭推進 (2) 遺伝的多様性に配慮した改良基盤確保 (3) 優良繁殖雌牛導入支援 (4) 繁殖雌牛の増頭に資する簡易牛舎等の整備 (5) 肉用牛ヘルパー推進 (6) 特定地域肉用牛等広域処理円滑化支援				
2 地域の特色のある肉用牛振興対策事業 (1) 地方特定品種等の振興 (2) 離島等及び山振地域における肉用牛振興				
計				

### 4 事業に係る精算額

(単位：円)

交付決定額	確定額①	概算払受領額②	精算払請求額①-②

### 5 事業完了年月日

- (1) 事業着手年月日 年 月 日  
 (2) 事業完了年月日 年 月 日

### 6 振込先

- (1) 金融機関名  
 (2) 預金の種類  
 (3) 口座番号  
 (4) 口座名義

注1 1～3については、別紙様式第1号に準じて作成すること。

2 3について、実績額の上段に計画額を（ ）書きし、計画と実績が比較できるようにすること。

別紙様式第6号

〇〇年度肉用牛経営安定対策補完事業（地域における肉用牛生産基盤強化等対策事業）補助金の額の確定通知及び支出について

番 号  
年 月 日

事業実施団体等

代表者名 殿

公益社団法人 愛媛県畜産協会  
代表理事 〇〇 〇〇

年 月 日付け第 号をもって提出のあった〇〇年度肉用牛経営安定対策補完事業（地域における肉用牛生産基盤強化等対策事業）実績報告書に基づき、補助金の額を下記のとおり確定したので、既に交付した補助金 円との差額金 円が別途支出されるので通知します。

記

1 交付決定額	円
2 実績確定額	円
3 概算払済額	円
4 精算額	円 (2 - 3)
5 振込年月日	年 月 日
6 振込先	
(1) 金融機関名	
(2) 預金種類	
(3) 口座番号	
(4) 口座名義	

別紙様式第7号

〇〇年度肉用牛経営安定対策補完事業（地域における肉用牛生産基盤強化等対策事業）運営状況報告書

番 号  
年 月 日

公益社団法人 愛媛県畜産協会  
代表理事 〇〇 〇〇 殿

住所  
団体名  
代表者名 印

〇〇年度における肉用牛経営安定対策補完事業（地域における肉用牛生産基盤強化等対策事業）について、〇〇県肉用牛経営安定対策補完事業実施要領第8の規定に基づき、その運営状況を下記のとおり報告します。

記

1 事業名：〇〇年度肉用牛経営安定対策補完事業（地域における肉用牛生産基盤強化等対策事業）

経営体名：

補助対象施設等の内容：  
補助対象施設等の設置場所：

区分 年次	第1年度 (〇〇年度)		第2年度 (〇〇年度)		第3年度 (〇〇年度)		第4年度 (〇〇年度)		第5年度 (〇〇年度)		備考
	計画	実績									
①繁殖雌牛頭数											
②うち 導入頭数	計画	実績									
③更新育成頭数											
④生産子牛頭数											
⑤販売子牛頭数											
⑥完用販売頭数											
⑦肥育牛頭数											
⑧肥育牛販売頭数											

(注1) 備考欄には、生産率、事故率、育成率等所要総元を記載すること。

(注2) 必要に応じ、参考となる資料を添付すること。

(注3) 施設・設備等が事業計画通りに利用されていない場合には、その理由を記入すること。

年 月 日

## 〇〇年度中核的担い手育成増頭推進参加申請書

〇〇農業協同組合

組合長 〇〇 〇〇 殿

(事業参加希望者)

氏名又は法人名称

代表者氏名(法人の場合)

私は、中核的担い手育成増頭推進に参加いたしますく、肉用牛経営安定対策補完事業実施要綱(別添2 地域における肉用牛生産基盤強化等対策事業)、肉用牛経営安定対策補完事業実施要領等の各規定内容を順守し、注意事項に留意したうえで下記のとおり申請します。

記

## 1 事業参加申請者

住所	(〒 )			
TEL		金融機関名称		
FAX		口座名義(申請者本人に限 る)	支店/出張所	口座種類 普通・当座 口座番号

## 2 子牛補給金及び牛マルキシング契約の有無等

事業名	契約の有無	契約者番号
肉用子牛生産者補給金制度(子牛補給金)	有・無	
肉用牛肥育経営安定交付金制度(牛マルキン)	有・無	

## 3 他の事業の参加状況(参加している場合は〇印を付けて下さい)

畜産・酪農収益力強化整備等特別対策事業のう	優良繁殖雌牛導入支援・遺伝的多様性に配慮した改良基盤確保 (農協等の繁殖雌牛の貸付事業:4万円/5万円・6万円/9万円)	その他(国庫事業のみ)
-----------------------	-----------------------------------------------------------------	-------------

ち、 生産基盤拡大加速化事業（肉用牛）	肉用牛流通促進対策事業（家畜組合等の預託事業）	( )
------------------------	-------------------------	-----

#### 4 繁殖雌牛の増頭計画

繁殖雌牛の増頭計画		繁殖雌牛飼養頭数（9か月齢以上）			③繁殖雌牛増頭頭数			④補助要件を満たす頭数			奨励金交付		参考 目標頭數 (5年後)
前年期首	前年期末	①本年期首	②本年期末	③繁殖雌牛増頭頭数	②(2) - ①	④補助要件を満たす頭数	対象頭數 (④以下かつ ③以下)	奨励金交付	参考 目標頭數 (5年後)				
H31. 1. 1 時点 継続：	R1. 12. 31 時点 R2. 3. 31 時点	継続： 新規：	R2. 1. 1 時点 R2. 4. 1 時点	R2. 12. 31 時点 計画頭數	R2. 12. 31 時点 計画頭數	R2. 12. 31 時点 計画頭數	頭	頭	頭	頭			
頭	頭	頭	頭	頭	頭	頭	頭	頭	頭	頭	頭	頭	頭

(注) ア 繁殖雌牛は、繁殖を目的に飼養され、黒毛和種、褐毛和種、日本短角種、無角和種、その他肉専用種の雌牛（乳用種と肉専用種の交雑種を含まない）をいう。

イ 計画頭數は、繁殖雌牛の飼養見込頭數を記入する。

ウ 「補助要件を満たす頭数」は、実施要領第2の1の（1）の（ア）～（エ）に規定する交付対象牛の要件を満たす繁殖雌牛の頭数を記入する。

エ 期首頭數は1月1日現在の繁殖雌牛飼養頭數とするが、当該年度に新たに事業に取り組む者は、期首頭數を4月1日現在の繁殖雌牛飼養頭數とする（肉用子牛生産者補給金契約等諸要件の準備及び現地頭數確認の実施が条件）。

#### 5 提出書類

環境と調和のとれた農業生産活動規範シート（写し）

【注意事項】中核的担い手育成増頭推進の補助対象牛は次の事業の補助対象牛とは重複することは出来ません。

- ◆畜産・酪農収益力強化整備等特別対策事業のうち生産基盤拡大加速化事業 ◆牛マルキン ◆遺伝的多様性に配慮した改良基盤確保 ◆優良繁殖雌牛導入支援 ◆肉用牛流通促進対策事業（肉用子牛安定供給対策） ◆その他繁殖雌牛の導入に係る事業（国車事業のみ）

※重複して補助金を受領した場合、以後の事業の参加について制約等が課されることがあります。

書類確認 確認者氏名	生産者集団名
整理番号	印

## 〇〇年度繁殖雌牛増頭計画書（中核的担い手育成増頭推進）

## 生産者集団等名

奨励金交付 対象者名	繁殖雌牛飼養頭数		③繁殖雌牛 増頭数 (② - ①)	④補助要件を 満たす頭数 (③以下かつ ④以下)	奨励金交付 対象頭数 (③以下かつ ④以下)	(参考) 奨励金 交付見込額 千円	(参考) 目標頭数 (5年後)
	前年 期首	期末					
	頭	頭	頭	頭	頭	頭	頭
合計							

(注) ア 繁殖雌牛は、繁殖を目的に飼養され、黒毛和種、褐毛和種、日本短角種、無角和種、その他肉専用種の交雑種を含まない)をいう。

イ 計画頭数は、繁殖雌牛の飼養見込頭数を記入する。

ウ 「補助要件を満たす頭数」は、実施要領第2の1の(1)のウの(ア)～(エ)に規定する交付対象牛の要件を満たす繁殖雌牛の頭数を記入する。

エ 期首頭数は1月1日現在の繁殖雌牛飼養頭数とするが、当該年度に新たに事業に取り組む者については、期首頭数を4月1日現在の繁殖雌牛飼養頭数とする  
(肉用子牛生産者補給金契約等諸要件の準備及び現地頭数確認の実施が条件)。

## 別紙様式第9号

## 肉専用種繁殖雌牛台帳（中核的担い手育成増頭推進）

経営体名：				生産者集団等名：				確認担当者名：				備考		
No	品種	名号	個体識別番号	生年月日	飼養状況(9か月齢以上)			本台帳上の異動経緯等	年月日	年月日	年月日	※本事業の奨励金額		
					前年期末	前年期末 / ①本年期首	②本年期末	市場購入・自家保管等	月齢	市場販売・死亡等	月齢	※当該牛が補助金交付対象となる他の国庫事業名等		
1					H31. 1. 1	継続：R1.12. 31 / R2. 1. 1 新規：R2. 3. 31 / R2. 4. 1	R2. 12. 31							
2														
3														
4														
5														
6														
7														
8														
9														
10														
				計										
				奨励金交付対象頭数の上限・・・③ (② - ①)										
				①から②までの期間の導入頭数・・・④										
				④のうち補助対象牛の要件を満たす頭数・・・⑤										
				奨励金交付対象頭数 (③以下かつ⑤以下)				奨励金交付対象頭数の内訳		8万円		頭；10万円 頭		

(注) ア 本台帳には、繁殖仕向けの肉専用種の雌牛を記載すること（繁殖雌牛でない場合は、補助対象外になるので留意すること。）。

イ 品種の欄は、次の略号で記入する。

黒毛和種：黒、褐毛和種：褐、無角和種：無、日本短角種：短、肉専用種相互間の交雑種：交

ウ 「飼養状況」は、当該牛を当該日時点に飼養している場合は○印を付し、死亡・販売等した場合は●に変更すること。

エ 奨励金交付対象牛とする牛の備考欄には奨励金額を記載し、他の国庫事業等の対象となる牛にはその事業名を記載すること。

オ その他、必要な項目を適宜追加して使用すること。

別紙様式第10号

〇〇年度肉用牛経営安定対策補完事業（地域における肉用牛生産基盤強化等対策事業）に係る仕入れに係る消費税等相当額報告書

番 号  
年 月 日

公益社団法人 愛媛県畜産協会  
代表理事 〇〇 〇〇 殿

住所  
団体名  
代表者名 印

年 月 日付け第 号で交付決定のあった肉用牛経営安定対策補完事業（地域における肉用牛生産基盤強化等対策事業）補助金について、〇〇県肉用牛経営安定対策補完事業実施要領第9の3の規定に基づき、下記のとおり報告します。

併せて、補助金に係る仕入れに係る消費税等相当額 金 円を返還します。

記

1 補助金の額の確定額

金 円  
( 年 月 日付け第 号による額の確定通知額)

2 補助金の額の確定時に減額した仕入れに係る消費税等相当額

金 円

3 消費税及び地方消費税の申告により確定した仕入れに係る消費税等相当額

金 円

4 補助金返還相当額 (3 - 2)

金 円

(注) 内訳資料、その他参考となる資料を添付すること

## 別紙様式第1号の別紙

### 肉用牛経営安定対策補完事業（地域における肉用牛生産基盤強化等対策）実施計画

#### 1 肉用牛生産基盤強化対策事業

別紙1 中核的担い手育成増頭推進

別紙2 遺伝的多様性に配慮した改良基盤確保

別紙3 優良繁殖雌牛導入支援

別紙4 繁殖雌牛の増頭に資する簡易牛舎等の整備

別紙5 肉用牛ヘルパー推進（利用組合別、全体計画）

別紙6 特定地域肉用牛広域処理円滑化支援

#### 2 地域の特色ある肉用牛振興対策事業

#### 3 生産者集団等の概要

#### 4 都道府県団体・生産者集団等別取組み事業一覧

(注) 別紙様式第1号の事業実施計画書の2の事業内容欄に添付する資料

